

教 高 第 2 8 7 号
平成13年7月11日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

教員の研修の取扱いについて（通知）

教育公務員特例法には、教員は、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とされており、教員は自らの教育的力量を高め、県民の負託に応えるよう努めなければなりません。同法第20条第2項に規定する研修についても、その在り方や内容が、保護者や県民の理解を得られるものでなければなりません。

つきましては、校長は研修の承認権者として、その内容について把握し、保護者や県民から問われた場合には説明する責任があることから、今後、下記の事項に留意し適正に処理するようご配意願います。

記

- 1 校長は、研修終了後、実施内容等について、文書をもって報告させること。
- 2 校長は、研修の承認にあたっては、研修承認願以外に、適宜、研修内容など承認に必要と判断される資料の提出を求めることができること。